相模原市耐震シェルター等設置費用補助制度要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、耐震シェルター及び防災ベッド(以下「耐震シェルター等」という。)の設置を促進することにより、大地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的とし、既存木造住宅(以下「木造住宅」という。)の所有者等に対し、耐震シェルター等の設置に必要な経費の一部を補助することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和４５年相模原市規則第２３号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）耐震診断　相模原市戸建住宅耐震診断等補助制度要綱(平成２９年４月１日施行。以下「耐震診断等補助制度要綱」という。)第２条第１号に規定する耐震診断をいう。

（２）耐震シェルター等　地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置で、別表に定める耐震シェルター及び防災ベッド

（３）住宅　一戸建ての住宅及び長屋(店舗等の用途を兼ねるもの(ただし、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の２分の１未満のものに限る。)を含む。)をいう。

（対象住宅）

第３条　補助の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）平成１２年５月３１日以前に建築工事に着手した住宅であること。ただし、平成１２年６月１日以降に着手された増築工事により建築された増築部分が既存部分と構造上一体不可分のもので、かつ、その増築部分の延べ面積が既存部分の２分の１以内のものは対象とする。

（２）階数が２以下の木造住宅であること。

（３）１階に耐震シェルター等を設置できる住宅であること。

（４）昭和５６年６月１日から平成１２年５月３１日までに建築工事に着手した木造住宅については、耐震診断の結果、上部構造評点が１．０未満である住宅であること。

（５）相模原市木造住宅耐震改修工事等補助制度要綱(平成１７年７月２０日施行)、相模原市木造住宅耐震改修工事等補助制度要綱(平成２８年４月１日施行)又は耐震診断等補助制度要綱に基づく耐震改修工事に対する補助金の交付を受けていないこと。

（６）この要綱に基づく補助金の交付を受けて、別表に定める耐震シェルターの設置がされていないこと。

(補助対象者)

第４条　補助の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）補助対象住宅の所有者又は所有者の配偶者若しくは一親等の親族であること。

（２）補助対象住宅に居住していること。

２　前項の規定のほか、市が課税する市税の未納がないこととし、補助対象者が補助対象住宅の所有者ではない場合の所有者に市が課税する固定資産税の未納がないこととする。

(補助金額)

第５条　補助金の額は、予算の範囲内において、耐震シェルター等の装置の本体費用及び設置に要する費用(以下「補助対象費用」という。)の２分の１以内の額とし、耐震シェルターについては３００，０００円を限度、防災ベッドについては１件につき２００，０００円を限度とする。１,０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

２　補助対象費用には、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

(補助金の交付申請)

第６条　補助金の交付の申請をしようとする者(以下、「申請者」という。)は、補助対象費用に係る契約を締結する前に、相模原市耐震シェルター等設置費用補助金交付申請書(第１号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

（１）建物の建築時期及び所有者が確認できる書類(建築確認通知書の写し、建物登記事項証明書等)

（２）昭和５６年６月１日から平成１２年５月３１日までに建築工事に着手した木造住宅については、耐震診断の結果、上部構造評点が１．０未満である住宅であることが確認できる書類

（３）補助対象住宅に居住する全ての世帯に係る世帯全員の住民票の写し(第４条第１項に規定する補助対象者に限る。)

（４）市が課税する市税に未納がないことがわかる書類(未納の税額がない証明書等)

（５）申請者と補助対象住宅の所有者が異なる場合は補助対象住宅の所有者について固定資産税に未納がないことがわかる書類(未納の税額がない証明書、納税証明書等)

（６）補助対象費用が確認できる書類(見積書等)の写し

（７）補助対象住宅内における設置予定場所がわかる書類(図面等)

（８）設置予定場所の写真

（９）耐震シェルター等を設置することに関する同意書(申請者と補助対象住宅の所有者が異なる場合に限る。)

（１０）その他市長が必要と認める書類

２　前項第１号から第３号に規定する書類については、耐震診断等補助制度要綱第１１条第１項に規定する耐震診断に係る補助金の申請の日から起算して１年を経過していないときは、書類に変更の事項がないときに限り添付を省略できるものとする。

３　第１項に規定する交付申請は、耐震シェルターについては補助対象住宅１棟につき１回限りとし、防災ベッドについては対象建築物の居住者の人数分を上限とする。同一補助対象住宅について耐震シェルターと防災ベッドを重複して申請することはできない。

(補助金の交付決定)

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、相模原市耐震シェルター等設置費用補助金交付決定通知書(第２号様式)(以下、「交付決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の審査により、補助金の交付をしないことと決定したときは、相模原市耐震シェルター等設置費用補助金不交付決定通知書(第３号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請の変更及び中止)

第８条　申請者は、交付決定通知書の交付を受けた後、次の各号のいずれかに該当

する場合には、相模原市耐震シェルター等設置費用補助金変更申請書(第４号様式)を市長に提出しなければならない。

（１）購入・設置する物品及び設置場所の変更をしようとする場合

（２）補助対象費用の額を変更しようとする場合で、補助金の額が変更される場合

２　申請者は、やむを得ない事情により設置を中止するときは、相模原市耐震シェルター等設置費用補助金中止届(第５号様式)により市長に提出しなければならない。

３　申請者の死亡により設置を中止するときは、申請者の相続人が、相模原市戸建住宅耐震診断等補助金中止届(第５号様式)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

４　市長は、第１項の申請書の提出があった場合又は前２項の規定による届出を受理したときは、相模原市耐震シェルター等設置費用補助金変更交付決定・中止届出受理通知書(第６号様式)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告及び検査)

第９条　申請者は、耐震シェルター等の設置が完了したときは、相模原市耐震シェルター等設置費用補助金実績報告書(第７号様式)(以下「実績報告書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出し、検査を受けなければならない。

（１）耐震シェルター等の設置完了が確認できる写真

（２）補助対象費用に係る契約日が確認できる書類の写し(請書又は契約書等)

（３）補助対象費用が確認できる書類の写し(請求書又は領収証書)

（４）その他市長が必要と認める書類

２　前項の実績報告書は、設置完了の日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の２月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合においては、この限りではない。

(補助金の額の確定)

第１０条　市長は、前条の実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、耐震シェルター等の設置が適正に行われたと認めたときは、補助金の額を確定し、相模原市耐震シェルター等設置費用補助金額確定通知書(第８号様式)(以下、「額確定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第１１条　前条の規定による通知を受けた申請者（以下、「交付決定者」という。）は、速やかに相模原市耐震シェルター等設置費用補助金交付請求書（第９号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に補助金を請求するものとする。

（１）交付決定通知書の写し

（２）相模原市耐震シェルター等設置費用補助金変更交付決定・中止届出受理通知書の写し（変更決定がある場合）

（３）額確定通知書の写し

２　市長は、前項の請求に基づき、交付決定者が指定する金融機関の預貯金口座へ口座振替の方法により補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第１２条　市長は、規則第２４条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、相模原市耐震シェルター等設置費用補助金交付決定取消通知書（第１０号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

２　市長は、規則第２５条の規定により補助金の返還を命ずるときは、相模原市耐震シェルター等設置費用補助金返還命令通知書（第１１号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（権利の承継）

第１３条　申請者が死亡した場合において、申請者の一般承継人が、交付決定のあった内容で耐震シェルター等の設置を完了し補助金の交付を受ける権利を承継する意思があるときは、市長に届出をして当該権利の承継をすることができる。

２　前項の規定により補助金の交付を受ける権利を承継する者は、相模原市耐震シェルター等設置費用補助金一般承継届出書（第１２号様式）に一般承継人であることを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

３　前項の相模原市耐震シェルター等設置費用補助金一般承継届出書を提出した一般承継人にあっては、第４条各号の規定に関わらず、補助対象者とする。

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行し、平成３０年度以後の年度分の補助金について適用する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月２２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年１１月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年６月１日から施行し、令和７年度分以後の補助金について適用する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

補助対象となる耐震シェルター及び防災ベッドの一覧

No.	分類	名称	会社名	備考
１	防災ベッド	防災ベッドＢＢ－００２	株式会社ニッケン鋼業	東京都の「安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の装置部門において選定」
２		介護用防災フレーム		
３		安心防災ベッド枠Ｂ	フジワラ産業株式会社	
４		耐震ベッド「ウッド・ラック」（ＷＯＯＤ・ＬＵＣＫ）	新光産業株式会社	
５	耐震シェルター	木質耐震シェルター	株式会社一条工務店	
６		耐震シェルター レスキュールーム	有限会社ヤマニヤマショウ	
７		シェルターユニットバス（ＵＢ）	Ｊ建築システム株式会社	
８		耐震シェルター 耐震和空間	株式会社ニッケン鋼業	
９		木造軸組耐震シェルター「剛建」	有限会社宮田鉄工	
１０		耐震ＴＢシェルター「鋼耐震」	株式会社東武防災建設	
１１		耐震健康シェルター「命守」	株式会社青ヒバの会ネットワーク	
１２		「ウッド・ラック」 ひのき庵	新光産業株式会社	
１３		減災寝室	有限会社扇光	
１４		パネル式耐震シェルター	ＳＵＳ株式会社	
１５		シェルキューブＲ	株式会社デリス建築研究所	

１６		つみっくブロックシェルター	株式会社つみっく NPO 法人つみっ庫くらぶ	
１７		お部屋まるごとコンテナ型耐震シェルター　まもルーム	株式会社カラフルコンテナ	